「共謀罪」法成立

刑事司法を大転換

犯罪を計画段階から処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ改正組織的犯罪処罰法が15日、参院本会議で成立した。自民、公明両党は参院法務委員会の審議を一方的に打ち切る手段をとり、与党や日本維新の会などの賛成多数で参院本会議で可決した。21日に公布され、7月11日に施行される見込み。

3面＝懸念置き去り
4面＝言論の府 審議封殺
10面＝社説
11面＝熟議は幻想か
30面＝抗議の声止めぬ

与党が強行採決

野党4党は異例の手続きによる審議打ち切りに反発。内閣不信任決議案を提出したが、15日未明に衆院本会議で与党と維新などの反対多数で否決された。

同趣旨の法案は過去3回廃案になったが、今回の成立によって、犯罪を実行に移した段階から処罰するこれまでの日本の刑事法の原則が大転換されることになる。

安倍晋三首相は「共謀罪」法の成立を受け、「東京五輪・パラリンピックを3年後に控え、一日も早く国際組織犯罪防止条約を締結し、テロを未然に防ぐために国際社会としっかりと連携していきたい」と記者団に語った。これに対し、民進党の蓮舫代表は「（共謀罪が）成立したことによって不安は増幅される」と指摘した。

国会審議では、法案をめぐる多くの疑問点や対立点が解消されることはなかった。法律を作る目的について政府は「テロ対策」を前面に出し、「条約の締結に不可欠」と説明。しかし、野党は「条約はテロとは無関係」と反論した。

対象範囲をめぐっても、「一般人が処罰の対象になるのか」という野党の懸念に対し、政府は「『組織的犯罪集団』に限られ、一般人は対象外」と主張しながら、説明は二転三転した。

277に上る対象犯罪についても、自民党でかつて共謀罪法案の作成に関わった弁護士は参考人質疑で「対象犯罪はもっと減らせる」と主張していた。

（編集委員・豊秀一）

荒廃した民主主義

東京社会部長 長谷川 玲

「監視社会」「密告社会」の到来を心配する市民の声を顧みずに、安倍政権は共謀罪法成立に突き進んだ。目の前に広がったのは、成熟とは正反対の、荒廃した民主主義の姿だ。

共謀罪の本質は、捜査当局に「テロ対策」を口実として幅広く監視を許す点にある。

罪を犯していない準備段階から処罰するためには、早くから「怪しい」と目を付けて監視する必要がある。当局の監視は潜行するのが常で、表に見えるものは少ない。市民の間に、いつのまにか政府に批判的な市民団体や労働組合に監視の網が広がるのではないかといった不安や懸念があるのは当然だろう。憲法で保障された「思想・良心の自由」を侵しかねず、共謀罪があるだけで民主社会の萎縮を招くとの指摘も根強い。

だが、法成立のプロセスで政府や与党が見せた態度は、監視されたくないなら政権にとって都合のよい市民であれ、と言わんばかりだった。

戦前の治安維持法の反省や相次いだ冤罪事件の教訓などを踏まえ、刑事司法の現場では、権力の行使と人権とのバランスが常に問われてきた。だからこそ慎重で丁寧な議論が求められたのに、与党は審議を強引に打ち切り、議論の場すら意図的に失わせた。説明を尽くして理解を求めようとする民主的な手続きの放棄には、法案に賛成の人の中にも、後味の悪さが残ったのではないか。

今後は、捜査・司法の現場が、乱用を自ら戒め、どれだけ抑制的で厳格な運用に努めるかが焦点となる。いきすぎた監視がはびこり、知らないうちに息苦しい社会に退行していくことがないよう、私たちは厳しく見つめなければならない。「表現の自由」のもとで活動する報道機関として、問いかけを続けていく。

6/16 朝日